

【 結核指定医療機関申請等手続き 早見表 】

申請区分	内容	申請書 (第38号)	辞退届 (第41号)	変更届 (第40号)	添付書類 (下記参照)
新規・再登録	病院・診療所(歯科)・薬局が指定医療機関として登録を希望する場合	○			A
休・廃止	すでに登録されている指定医療機関が休・廃止する場合は30日前までに届出		○		B

※原則、申請書等を保健所が受理した日以降に指定日を決定します。

指定書の変更内容	変更項目	申請書 (第38号)	辞退届 (第41号)	変更届 (第40号)	添付書類 (下記参照)	
指定医療機関の所在地が変わる	仮移転や移転で住所が変更	○	○		A・B	
	住居表示の変更により呼称などが変更			○	B	
指定医療機関の名称が変わる	病院が診療所に変更 診療所が病院に変更	○	○		A・B	
	病院・診療所(歯科)・薬局名の変更 (開設者の変更なし)			○	B	
開設者の住所が変わる	法人・個人・移転・住居表示問わず全て			○	B	
開設者の氏名(名称)が変わる	法人開設	法人から個人開設へ変更	○	○		A・B
		法人の交替	○	○		A・B
		法人の名称変更 (法人格の変更なし)			○	B
		代表者・理事長等の変更 管理者・院長の変更	届 出 不 要			
	個人開設	個人から法人開設へ	○	○		A・B
		個人(開設者)の交替	○	○		A・B
		婚姻・養子縁組等による 名称変更(同一人物のまま)			○	B
指定書に記載のない代表者などの変更	法人の代表者や理事長 個人開設者でない管理者や院長等の変更	届 出 不 要				

添付書類 A	医療機関であることを確認できる書類の写し (開設届・開設許可書・九州厚生局の指定通知書など)
添付書類 B	旧指定書の原本